別表第一中二十五の項を削り、二十四の項を三十六の項とし、二十の項から二十三の項までを十二項ずつ繰り下げ、十九の項を二十七の項とし、同項の次に次のように加える。

二十八　厚生労働大臣	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による診療放射線技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十九　国税審議会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士試験の執行に関する事務であって主務省令で定めるもの
三十　日本税理士会連合会	税理士法による税理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
三十一　国税庁長官	税理士法による税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一中十八の項を二十六の項とし、十四の項から十七の項までを八項ずつ繰り下げ、十三の項を削り、十二の項を二十一の項とし、十一の項を二十の項とし、十の項を十四の項とし、同項の次に次のように加える。

十五　厚生労働大臣	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十六　厚生労働大臣	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による歯科医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十七　厚生労働大臣	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十八　都道府県知事	保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十九　厚生労働大臣	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の九の項を同表の十の項とし、同項の次に次のように加える。

十一　厚生労働大臣	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十二　都道府県知事	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十三　厚生労働大臣	栄養士法による管理栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の八の項を同表の九の項とし、同表の七の項中「判定」の下に「、保育士の登録」を加え、同項を同表の八の項とし、同表の六の二の項を同表の七の項とする。

別表第二中百二十の項を百五十の項とし、百十六の項から百十九の項までを三十項ずつ繰り下げ、百十五の二の項を百四十五の項とし、百十五の項を百四十四の項とし、百三の項から百十四の項までを二十九項ずつ繰り下げ、百二の二の項を百三十一の項とし、百二の項を百三十の項とし、九十六の項から百一の項までを二十八項ずつ繰り下げ、九十五の項を百二十一の項とし、同項の次に次のように加える。

百二十一　厚生労働大臣	精神保健福祉士法による精神保健福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百二十三　厚生労働大臣	言語聴覚士法による言語聴覚士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の九十四の項を同表の百十九の項とし、同項の次に次のように加える。

百二十　都道府県知事	介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中九十三の項を百十八の項とし、八十六の項から九十二の項までを二十五項ずつ繰り下げ、八十五の二の項を百十の項とし、八十五の項を百五の項とし、同項の次に次のように加える。

百六　厚生労働大臣	社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百七　厚生労働大臣	臨床工学技士法による臨床工学技士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百八　厚生労働大臣	義肢装具士法による義肢装具士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百九　厚生労働大臣	救急救命士法による救急救命士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中八十四の項を百四の項とし、七十四の項から八十三の項までを二十項ずつ繰り下げ、七十三の項を九十の項とし、同項の次に次のように加える。

九十一　全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法による社会保険労務士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
九十二　厚生労働大臣	柔道整復師法による柔道整復師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
九十三　厚生労働大臣	視能訓練士法による視能訓練士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの